

令和7年7月1日制定

東広島市飼い主のいない猫の
不妊去勢手術費補助金
交付制度の手引き（R7.7.1～）



《申請・問い合わせ先》

〒739-8601

東広島市西条栄町8番29号

東広島市生活環境部生活衛生課

TEL (082) 422-1048

FAX (082) 421-5601

1. 目的

飼い主のいない猫による地域問題の解決策として、TNR 活動を推進するため本補助金を制定し、飼い主のいない猫の増加を抑制することを目的とする。

※TNR 活動…飼い主のいない猫に対し「Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元に戻す」を実施することで繁殖を防ぎ、一代限りの命を全うさせ、野良猫に関わる苦情や殺処分の減少を目指す活動のこと。

2. 補助対象者

本市に住所を有する個人又は団体

※ただし、対象猫の不妊去勢手術に関し国、地方公共団体その他公共的団体からこの告示と同種の補助金の交付を受けているときは補助金の対象外になります。

※対象地域の自治会長等の同意を得る必要があります。

3. 補助対象経費・補助額

補助対象猫 1 頭ごとの不妊去勢手術に係る費用の半分の額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、1 頭につき上限 10,000 円とする。

例：猫 1 頭の手術費 15,000 円の場合

→7,000 円が補助額（半額の 7,500 円の端数を切り捨てた金額）

猫 1 頭の手術費 25,000 円の場合

→上限の 10,000 円が補助額（半額の 12,500 円が上限額を超えるため）

※複数頭申請の場合も 1 頭ごとに計算をする。

例：猫 2 頭の申請で、手術費が 1 頭 15,000 円の場合

→1 頭の補助額が 7,000 円のため 7,000 円×2 頭で 14,000 円が補助額

4. 提出書類

補助金申請時

「補助金等交付申請書」及び(1)～(7)の書類

- (1) 事業計画書
- (2) 生息区域の位置図
- (3) 不妊去勢手術を行う対象猫の全身の写真
- (4) 地域猫活動団体であることを証する書類（地域猫団体の申請の場合）
- (5) 自治会長等の同意を証する書類
- (6) 誓約書
- (7) (1)～(6)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

実績報告時

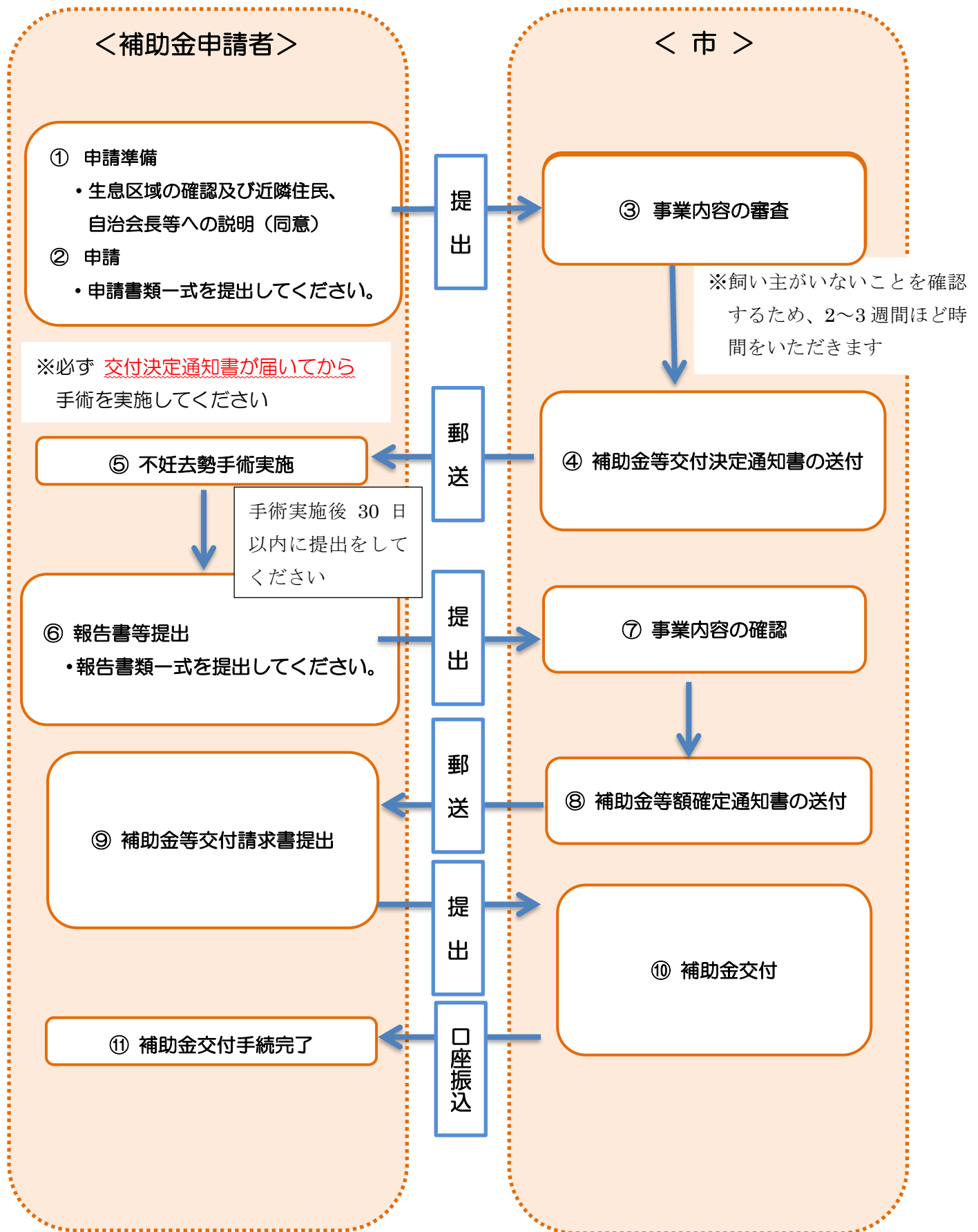
「補助事業等実績報告書」及び(1)～(4)の書類

- (1) 事業実績書
- (2) 不妊去勢手術を行った対象猫の全身、当該不妊去勢手術が行われたことを識別することができるよう行われた処置の局部及び耳カット（不妊去勢手術済みであることを識別するために行う耳の一部を切除する処置をいう。）の写真（その撮影した日時が明らかであるものに限る。）
- (3) 不妊去勢手術に要した費用に係る領収書の写し
- (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5. 補助金交付までの流れ（補助金申請者側の作業は①②⑤⑥⑨です。）

① 申請準備	・「東広島市補助金等交付規則」及び「東広島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱」の内容を確認してください。 ・対象猫の生息区域の確認をしてください。 ・生息区域の近隣住民及び自治会長等に事業実施の同意を得てください。事業内容を説明されていない場合トラブルになる可能性があります（同意書の提出が必要です）。
②申請	前ページ「4.提出書類の補助金申請時」に記載されている書類を生活衛生課へ提出してください。
③事業内容の審査	提出された書類を審査します。対象猫の所有者がいなければ確認するため、交付決定まで2週間～3週間ほど時間をいただきます。
④補助金等交付決定通知書の送付	提出書類に問題がなく、対象猫に所有者がいなかったことが確認できた場合、「補助金等交付決定通知書」を申請者に送付します。
⑤不妊去勢手術実施	交付決定通知書を受け取った後、不妊去勢手術を実施してください。
⑥報告書等提出	前ページ「4.提出書類の実績報告時」に記載されている書類を生活衛生課へ提出してください。
⑦事業内容の確認	提出された書類の確認をします。
⑧補助金等額確定通知書の送付	提出書類に問題がない場合、「補助金等額確定通知書」を申請者に送付します。
⑨補助金等交付請求書提出	「補助金等交付請求書」を生活衛生課まで提出してください。
⑩補助金交付	指定の銀行口座に補助金を振込いたします。（通知等はありません）
⑪補助金交付手続完了	以上で補助金交付手続が完了となります。

補助金交付までの流れ（イメージ図）



※手引きの内容は適宜修正します。修正した際は、お知らせいたします。